

目次

「神さまの轍(わだち)」劇場公開始まる	P02
平成28年度決算報告	P03
税務課からのお知らせ	P06
井手町議会議員一般選挙・京都府知事選挙のお知らせ	P08
子育て支援カレンダー	P10

町の人口(3月1日現在)

男性	3,669人
女性	3,931人
計	7,600人



いでのまちかど

ウ



児童たちが車いすフエンシングを体験 井手・多賀小学校で安井一彦さんが特別授業

井手小学校と多賀小学校で1月24日（水）、車いすフエンシングの選手で国際大会にも出場された安井一彦さんを迎えての特別授業が行われ、児童たちが車いすフエンシングの一端を体験しました。



授業で車いすフエンシングについて説明する安井さん

事故で脊髄を損傷し車いすでの生活に。その後、通っていたスポーツセンターで車いすフエンシングに出会い、一度はあきらめた世界選手権を目指す夢に再び挑戦することになったとのこと。

このうち井手小学校では、4年生39人を前に、車いすでの生活の様子や車いすフエンシングの競技などについて解説し、「車いすフエンシングと出会ったことで、一度は挫折した夢が蘇り、今も2020年東京パラリンピック目指して練習しています。何かをやりたいという気持ちを続けられてきてよかった。一つひとつの出会いをどう生かしていくかが大切です」と呼びかけました。

また1月30日（火）には、両小学校でロンドン五輪に出場されたシンクロナイズドス

イミンクの選手・小林千沙さんを講師に迎えての特別授業も行われました。

39人が皆勤賞

井手玉川大学閉講式

高齢者教養講座「井手玉川大学」の閉講式と平成29年度の最終講座が2月21日（水）、自然休養村管理センターで開催されました。

高齢者の社会活動に参加する意欲と実践力を高めようと、毎年開いている講座で、閉講式では松田定教育長が、既定の回数受講した方に修了証を授与したほか、39人に皆勤賞を贈呈しました。

また最終講座では、ストレッチインストラクターの阪上紀子さんに「座ってできる！楽々シニアストレッチ」と題してストレッチの指導を行っていただきました。



ストレッチに挑戦する受講者の皆さん

映画「神さまの轍」劇場公開始まる

公開初日はイオンシネマで舞台挨拶



公開初日に行われた作道監督（右）や住民の皆さんによる舞台挨拶（イオンシネマ久御山）

井手町で撮影された映画「神さまの轍（わだち）」の京都先行上映が2月24日（土）から始まり、公開初日はイオンシネマ久御山で、作道雄監督や井手町住民らによる舞台挨拶が行われました。

初日の舞台挨拶で作道監督は「ようやくここまでたどり付けた感じで、感無量です」と、制作にかかわった2年半を振り返り、より多くのの人たちに映画を観てもらえるよう、今後の応援を要請しました。

また主演の荒井敦史さんと岡山天音さんが撮影時の井手町での思い出などを語るスペシャルコメントムービーも上

映されたほか、会場を訪れた住民の皆さんも登壇し、映画の感想や町の魅力などを発表しました。

また25日（日）には、元F1レーサーで、現在は自転車競技で活躍する片山右京さんを迎え、作道監督と自転車の魅力や可能性をテーマにしたスペシャルトークも行われました。

映画「神さまの轍」は、イオンシネマ久御山、イオンシネマ高の原他で公開中です。



【訂正とお詫び】広報いで2月号16ページ、婚姻の欄で浜本弘一さんの妻 堀川華代さんの名前が誤っておりまして、訂正しお詫びします。

平成28年度決算報告

一般会計決算

3億7033万3千円の黒字でした

平成28年度の一般会計と6つの特別会計（国民健康保険・多賀地区簡易水道事業・後期高齢者医療・介護保険・公共下水道事業・多賀財産区）、井手町水道事業会計の決算は、昨年9月の定例町議会に提案され、閉会中の継続審議に付されたのち、昨年の12月定例町議会で認定されました。各会計における決算は表1のとおりです。

一般会計の決算額は、歳入45億7246万2千円に対し、歳出41億5800万3千円で、差し引き形式収支では、4億1445万9千円の黒字となりました。このうち、翌年度への繰越明許財源4412万6千円を差し引いた実質収支は3億7033万3千円となり、これが平成29年度への繰越金となりました。

監査委員の報告では、「日本の景気は、緩やかな回復基調が続いているとされており、盤の弱い自治体では、景気回復が十分に波及するとは限らないため、油断せず健全な行政運営に努めていく必要があると考えます。今後も歳入の確保は厳しい状況が続くと予想されますが、歳出については限られた財源を有効に活用し、最小の経費で最大の効果を上げるため、施策の緊急性・重要度や経済性・効率性・有効性を判断しながら、安心のための防火水槽の設置や町営住宅の長寿命化、また町道等のインフラ整備など各種事業に積極的に取り組まれており、さらに、防災拠点の役割を果たす新庁舎の建設事業などに取り組みするための基金を計画的に積み立てられているとともに、それらを有効に運用し健全な行政運営に努められているなど、評価すべき点が随所で見受けられます。また、上下水道事業会計につきましても、将来展望を見据えた財政運営のため、上下水道事業経営等審議会を開催され、水道料金などについて検討されるなど、財政の健全化に向けた取り組みをされていることは、評価するところであります」と総括されました。

表1 各会計別 歳入・歳出 (単位：千円)

会計別	歳入	歳出	翌年度へ繰り越すべき財源	実質収支	備考	
一般会計	4,572,462	4,158,003	44,126	370,333		
特別会計	国民健康保険特別会計	1,208,832	1,210,757	0	△ 1,925	翌年度歳入繰上充用金で歳入不足を補てん
	多賀地区簡易水道事業特別会計	45,409	43,927	0	1,482	
	後期高齢者医療特別会計	96,358	93,710	0	2,648	
	介護保険特別会計	823,715	773,856	0	49,859	
	公共下水道事業特別会計	402,743	392,672	0	10,071	
	多賀財産区特別会計	2,539	2,139	0	400	

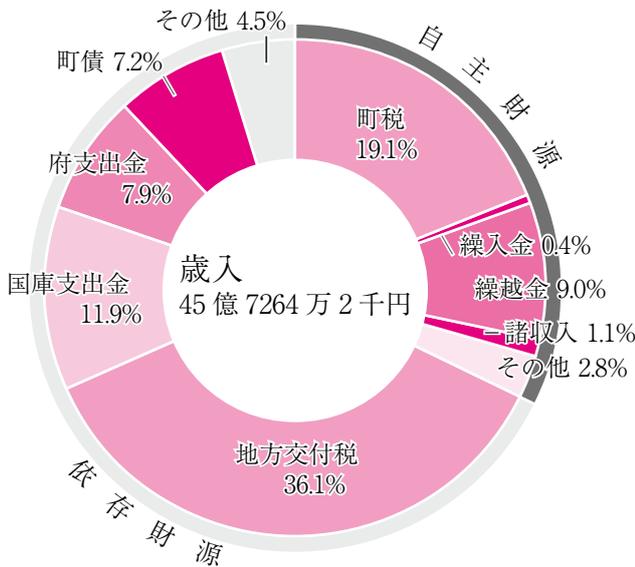
	収益的収入	収益的支出	差引額
井手町水道事業特別会計	129,827	114,864	14,963
	資本的収入 2,529	資本的支出 83,651	差引額 △ 81,122
計	132,356	198,515	△ 66,159

(消費税含)

業の進行管理に基づいた行政運営により健全財政を維持しつつ、住民サービスのさらなる向上に取り組みられることを期待します」と述べられています。

平成28年度決算報告

歳入 (収入)



●歳入

歳入は45億7246万2千円で、前年度より5663万8千円(1.3%)の増です。主なものは、国庫支出金1億9859万1千円、府支出金5743万円、財産収入559万4千円が増加し、町税2166万円、株式等譲渡所得割交付金383万1千円、地方消費税交付金841万円、地方交付税6537万8千円、繰入金2億848万4千円が減少しています。

■国庫支出金

5億4427万3千円 (対前年度比57.4%増)

国の行政に要する経費、町の特定の施策を行うための経費に充てるため、その財源の全部または一部をその目的、性格により、負担金、補助金、委託金の3つに分類されて交付されるものです。

■府支出金

3億6000万1千円 (対前年度比19.0%増)

府の行政に要する経費、町の特定の施策を行うための経費に充てるため、その財源の全部または一部をその目的、性格により、負担金、補助金、委託金の3つに分類されて交付されるものです。

■財産収入

4785万1千円 (対前年度比13.2%増)

土地建物貸付収入、各種基金運用益です。

■町税

8億7302万2千円 (対前年度比2.4%減)

町税収入は、歳入全体の19.1%を占め、1世帯あたり25万9288円、1人あたり11万5129円を納めていただいたこととなります。

■地方消費税交付金

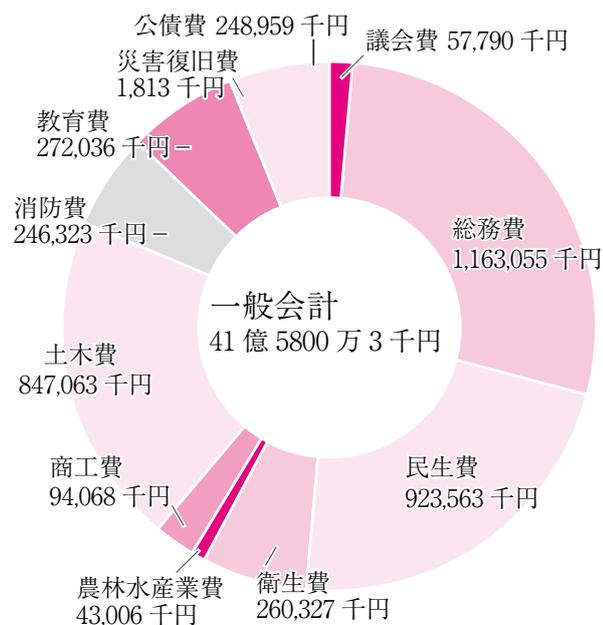
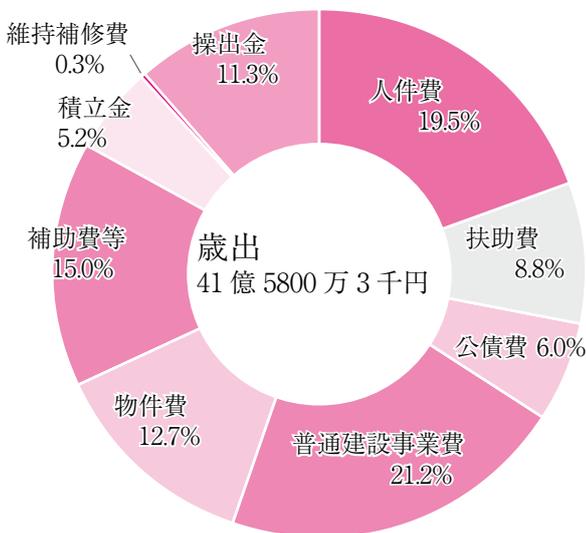
1億6215万5千円 (対前年度比4.9%減)

地方消費税の1/2に相当する額が、市町村に交付されるものです。

■地方交付税

16億4901万8千円 (対前年度比3.8%減)

地方公共団体が、標準的な行政運営を行う場合、財源不足額に応じて国から交付されるお金です。歳入全体の36.1%を占めています。



- 用語の解説 -

- 【自主財源】 町自らが収納・徴収できる財源
- 【依存財源】 国や京都府から交付・割り当てられる財源
- 【地方交付税】 自治体の財政力に応じて国から交付されるお金
- 【繰入金】 財政調整基金等(家庭の貯金にあたる)の取り崩しなどにより繰り入れたお金
- 【繰出金】 特別会計などに繰り出したお金

平成28年度決算報告

歳出（支出）



●歳出

歳出は41億5800万3千円で、前年度より5489万5千円（1.3%）の増となりました。主な支出は次のとおりです。

■総務費

11億6305万5千円（対前年比18.9%減）

- ・交流人口拡大・定住プロジェクト 1240万1千円
- ・情報セキュリティ強化対策事業 2686万9千円
- ・特別会計繰出金 4億6786万2千円
- ・コミュニティ助成 970万円
- ・LED照明整備 266万4千円
- ・街灯LED整備 436万8千円
- ・各区街灯及び商工会公安灯助成 188万4千円
- ・JR奈良線高速化・複線化第二期事業費補助 2650万2千円
- ・庁舎等整備基金積立 1億7000万円

■民生費

9億2356万3千円（対前年度比3.8%増）

- ・社会福祉協議会活動費 1948万4千円
- ・障害者自立支援事業費 1億8335万2千円
- ・臨時福祉給付金、年金生活者等支援臨時福祉給付金 3817万1千円
- ・児童手当等 9851万円
- ・老人医療 1302万2千円
- ・いづみ保育園改修 1225万9千円

■衛生費

2億6032万7千円（対前年度比7.0%増）

- ・予防接種事業、健康増進等予防費 2978万1千円
- ・乳児健診等母子保健費 597万6千円
- ・一般廃棄物収集運搬委託 3224万8千円
- ・城南衛生管理組合分担金 9774万9千円
- ・保健センター改修 1111万4千円
- ・井手地区共同墓地改修 110万6千円

■農林水産業費

4300万6千円（対前年度比0.8%減）

- ・有害鳥獣駆除 221万7千円
- ・新規就農者確保対策事業 150万円
- ・農地・水・環境保全向上対策事業 468万4千円

■商工費

9406万8千円（対前年度比57.3%増）

- ・プレミアム付商品券発行事業補助 896万7千円
- ・商工会振興事業 750万円
- ・桜まつり 550万円
- ・日本遺産観光案内サイン整備 255万4千円
- ・野外活動センター施設整備 182万8千円
- ・まちづくりセンター施設整備 201万7千円

■土木費

8億4706万3千円（対前年度比50.2%増）

- ・町道3号線他道路改良 2億7862万3千円
- ・JR山城多賀駅エレベータ整備 1億7877万7千円
- ・JR玉水駅周辺整備 1億2132万9千円
- ・橋梁長寿命化修繕 1830万4千円
- ・合藪ポンプ場施設整備 501万5千円
- ・下排水路改修工事 5926万9千円
- ・改良住宅等改修 732万8千円
- ・町営住宅長寿命化改修 7742万3千円

■消防費

2億4632万3千円（対前年度比3.3%増）

- ・常備消防設置委託 1億6725万1千円
- ・消防団資機材購入 563万4千円
- ・防火水槽設置 1737万9千円
- ・防災マップ作成業務 756万円

■教育費

2億7203万6千円（対前年度比6.8%減）

- ・泉ヶ丘中学校国際交流・海外派遣事業 82万5千円
- ・中学校教育情報化推進 113万7千円
- ・史跡整備 363万1千円
- ・給食センター施設整備 456万6千円

■災害復旧費

181万3千円（対前年度比92.3%減）

- ・南溝農地災害復旧事業 178万円

■公債費

2億4895万9千円（対前年度比1.4%減）

- ・償還元金 2億1801万3千円
- ・償還利子 3094万6千円

バイク・軽自動車の 廃車・名義変更の 手続きはお早めに

軽自動車税は、毎年その年の4月1日現在で所有している人に課税されます。

盗難などで、現在所有していても廃車の手続きをされませんと課税されることになります。

なお、廃車・名義変更の手続きをする場所は、次のとおりです。

※4月1日を過ぎますと、実際にはバイクや軽自動車を所有していないのに課税される

種類		手続場所
原動機付自転車（排気量 125cc 以下） 小型特殊自動車（農耕用・その他）		役場税務課 TEL 82-6163
軽自動車	二輪 125cc 超 250cc 以下	京都運輸支局 TEL 050-5540-2061
	三輪 四輪 660cc 以下	軽自動車検査協会 TEL 050-3816-1844
二輪の小型自動車（250cc を超えるもの）		京都運輸支局 TEL 050-5540-2061

こととなりますのでご注意ください。

また、陸運支局等では毎年、年度末の3月は窓口が大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなりますので、登録・異動・廃車等の申請は、できるだけ早め（3月15日ごろまで）に済ませていただくようお願いいたします。

なお、軽自動車税納税通知書は4月中旬に発送いたしますので、4月20日（金）までに納税通知書が届いていない方、もしくは、廃車申告等の手続きをされたのに納税通知書が届いている方は、お手数ですがご連絡ください。

減免申請は納期限までに

軽自動車税には、身体に障がいのある方に対する減免制度があります。この制度を受けようとする方は、軽自動車税納税通知書がご自宅に届いてから、納期限（5月1日（火））までに税務課で申請手続きをしてください。

【申請手続に必要な書類等】

- 減免申請書（税務課にありませす）
- 軽自動車税納税通知書
- 障害者手帳等に関する証明

書

- 当該車両を使用される方の運転免許証
- 軽自動車検査証
- 申請者のマイナンバーカード（プラスチック製のもの）または通知カード（紙製のもの）+本人確認書類（障害者手帳や運転免許証など）

また、陸運支局等では毎年、年度末の3月は窓口が大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなりますので、登録・異動・廃車等の申請は、できるだけ早め（3月15日ごろまで）に済ませていただくようお願いいたします。

なお、減免対象者は一定の要件を満たす必要がありますので、詳しい内容についてはお問い合わせください。



■ 固定資産税の縦覧・閲覧

▽土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

納税者が町内の土地や家屋の価格との比較を通じて、自己の土地や家屋の評価が適正かどうかを確認できるように「土地価格等縦覧帳簿」と「家屋価格等縦覧帳簿」が縦覧で

きます。

○縦覧事項

- 「土地価格等縦覧帳簿」所在、地番、地目、地積、評価額
- 「家屋価格等縦覧帳簿」所在、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、評価額

▽固定資産課税台帳の閲覧

納税義務者が所有する固定資産、借地人・借家人が使用している固定資産、賦課期日後に固定資産を取得された方などが、対象資産について「固定資産課税台帳」に記載された内容を閲覧することができ

○ 閲覧事項

- 「土地課税台帳」所有者の住所、氏名、土地の所在、地番、地目、地積、評価額など
- 「家屋課税台帳」所有者の住所、氏名、家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、評価額など
- 「償却資産課税台帳」所有者の住所、氏名、取得価格、帳簿価格、評価額など

《必要書類等》

- ① 印鑑（認印）
- ② 納税通知書、課税明細書
- ③ 本人が確認できる免許証等
- ④ 委任状と代理人本人が確認できる免許証等
- ⑤ 賃貸借契約書と本人が確認できる免許証等
- ⑥ 所有権を取得したことを証

する書類と本人が確認できる免許証等

▽縦覧期間 平成30年4月2日～5月1日（土、日・祝日を除く）

▽閲覧期間 平成30年4月2日～翌年3月29日（土、日・祝日及び12月29日～1月3日を除く）

▽縦覧・閲覧時間 午前8時半～午後5時15分（正午～午後1時までを除く）

▽場所 税務課

*お問い合わせは、税務課（TEL 82-6163）まで

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧、固定資産税台帳等の閲覧のできる方

	縦覧・閲覧のできる方	必要書類等
縦覧	納税者（現に土地又は家屋の固定資産税を納めている方）	①・②または③
	納税者と同一世帯の親族	①・②または③
	納税管理人	①・②または③
	納税者の代理人	①・④
閲覧	納税義務者	①・②または③
	納税義務者の代理人	①・④
	借地人・借家人	①・⑤
	賦課期日後に固定資産を取得された方など	①・⑥

町民税・府民税の申告 忘れていませんか？

町民税・府民税の申告は、あなたの昨年1年間（平成29年1月1日～12月31日）の全ての所得及び控除などの申告をしていただくもので、町民税と府民税を計算する重要な資料となるものです。

【申告しなければならぬ人】

- ・平成30年1月1日現在、井手町に住所を有する人で、昨年1年間に所得があり、所得税の確定申告の提出の必要のない人（勤務先から給与支払報告書や公的年金支払報告書が役場に提出されている場合は申告の必要はありません。）
- ・給与や公的年金等の源泉徴収票に記載されていない所得控除（扶養控除や社会保険料控除など）がある人
- ※公的年金等の収入400万円以下で確定申告の必要がない場合でも住民税の申告が必要なお知らせがあります。

【所得のなかった人】

申告義務はありませんが、申告がないと福祉関係や国民健康保険税などの算定に影響が出る場合や所得に関する証明書の発行ができない場合がありますのでご注意ください。

お問合せは税務課（Tel 82-6163）まで。

平成30年6月30日から、農業委員会は新体制になります

農業委員、農地利用最適化推進委員の 推薦・応募を受け付けます

平成28年4月に農業委員会等に関する法律が施行され、農業委員はこれまでの選挙制及び専任制から、議会の同意を要する町長の任命制となりました。

また、農地の利用の最適化（担い手の農地の集積や遊休農地の発生防止等）を推進するため、農業委員会が新たに農地利用最適化推進委員を委嘱することになりました。

井手町では、現在の農業委員の任期満了に伴い、平成30年6月30日から新たな農業委員会の体制となるため、農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦・応募を受け付けます。

募集期間 平成30年3月14日（水）から4月13日（金）午後5時15分必着

募集方法 募集要項をご確認いただき、指定の推薦書または応募書に必要な書類を添えて提出してください。指定の書類は、町ホームページまたは井手町役場産業環境課に用意しています。両委員は、重複して推薦・応募することができますが、兼職はできません。

問合わせ 産業環境課（Tel 82-6168）

提出先 〒610-0302 井手町大字井手小字南玉水67 井手町役場産業環境課

農業委員

毎月開催される農業委員会総会に出席し、法令に基づく許認可等の採決を行います。農地利用最適化推進委員と連携した農地利用の最適化に関する業務、担い手への農地のあっせん、耕作放棄地の発生防止・解消、新規就農者の参入促進等を行います。

○**募集人数** 10名

○**任期** 平成30年6月30日から33年6月29日

○**資格** 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者。ただし、①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者③井手町暴力団排除条例第2条第1項第3号に規定する暴力団員等④井手町市暴力団排除条例第6条に規定する暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者⑤推薦又は応募の日において20歳未満の者は除きます。

○**報酬** 井手町の条例で定める額

農地利用最適化推進委員

毎月開催される農業委員会総会に出席し、農地の利用最適化に関することについて意見を述べることができます。農業委員と共に農地の利用状況調査、担い手への農地のあっせん、耕作放棄地の発生防止・解消、新規就農者の参入促進等を行います。

○**募集人数** 2名 井手地区1名 多賀地区1名

○**任期** 平成30年6月30日から33年6月29日

○**資格** 農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、担当地区内において、農地の利用の最適化の推進のための活動ができる者。ただし、①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者③井手町暴力団排除条例第2条第1項第3号に規定する暴力団員等④井手町市暴力団排除条例第6条に規定する暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者⑤推薦又は応募の日において20歳未満の者は除きます。

○**報酬** 井手町の条例で定める額

井手町議会議員一般選挙・ 京都府知事選挙が行われます

■投票日は4月8日（日曜日）

4月28日に任期が満了する井手町議会議員一般選挙は、4月3日告示、4月8日投票の日程で行われます。

また、京都府知事選挙についても3月22日に告示され同じく4月8日が投票日となります。

これらの選挙は、私達の代表を選ぶ最も身近で大切な選挙です。棄権しないで、よく見・よく聞き・よく考えて必ず投票しましょう。

なお、投票の順序は、まず井手町議会議員一般選挙、次に京都府知事選挙となりますので十分に注意しましょう。

また、次のように投票資格が違いますのでよく確認してください。

投票できる人は

今回の選挙に投票資格のある人は、平成12年4月9日以



を持参してください。もし、お忘れになった時は、その旨を投票所の係員に申し出て、再交付を受けてください。

投票の仕方

井手町議会議員一般選挙は候補者の氏名を投票用紙（クリーム色）に記入して投票しましょう。

京都府知事選挙は候補者の氏名を投票用紙（白色）に記入して投票しましょう。

■期日前投票について

4月8日の投票日に次の理由により、投票所に行けないと見込まれる方のために、期日前投票制度があります。

※期日前投票ができる場合は次のとおりです。

一、投票日当日、職務に従事中であるとき

二、何らかの用事のため、旅行中または滞在中である場合（たとえば、レジャーや買物などの私用で投票区の区域外にいるような場合）

三、投票日当日、出産、手術、身体の障がい等で歩くことが困難である場合等です。

期日前投票のできる期間は、井手町議会議員一般選挙では4月4日（告示日の翌日）から4月7日（投票日の前日）までです。また、京都府知事選挙は3月23日（告示の翌日）から4月7日（投票日の前日）

までとなっています。土・日・祝日も含めて、午前8時半から午後8時までの間、役場一階期日前投票所で行っています。

■不在者投票について

4月8日の投票日に、病院や特別養護老人ホーム等に入所の方で投票所にいけないと見込まれる方のために、投票日の前でも不在者投票ができます。

不在者投票のできる期間は、井手町議会議員一般選挙では4月4日（告示日の翌日）から4月7日（投票日の前日）までです。

また、京都府知事選挙では3月23日（告示の翌日）から4月7日（投票日の前日）までとなっています。

◎指定病院などである場合

京都府の選挙管理委員会が指定した病院・老人ホーム・身体障害者支援施設などに入っておられる方も、その病院内で不在者投票をすることができます。

身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている方は、その障がいの程度により、郵便による不在者投票ができます。

また、介護保険の被保険証に要介護区分が要介護5で

あると記載されている方も郵便による不在者投票ができます。

なお、この場合は、あらかじめ郵便投票証明書の交付を受けておき、その証明書を添えて投票用紙を請求しなければなりません。また、郵送する期間も考慮して、早めに投票を済ませる必要があります

■井手町以外の市区町村で不在者投票をするとき

不在者投票をされる方は、あらかじめ滞在地の市区町村選挙管理委員会に宣言書用紙の交付を受け、これに投票日当日（4月8日）に、投票所へ行って投票できない理由に丸をつけ、井手町選挙管理委員会に、直接または郵便で投票用紙等を請求してください。

請求を受けた井手町選挙管理委員会は、「投票用紙」・「不在者投票用封筒」および封をした「不在者投票証明書」を交付します。この「不在者投票証明書」の封筒は、決して開封してはいけません。開封されると不在者投票ができなくなります。

交付された投票用紙等を持って滞在地の市区町村選挙管理委員会の指示に従って投票します。

不在者投票を受け付けた滞在地の選挙管理委員会は、あ

4月8日の投票日には、次のことに注意してください。

- ◎投票時間は、午前7時から午後8時までです。
- ◎入場券に指定された投票所以外では投票できません。
- ◎投票所に行く時は、入場券

なたの不在者投票をすぐ井手町選挙管理委員会へ送付しますが、投票所閉鎖時刻までに到着しないと無効になりますので早めに手続きをしてください。

以上が不在者投票のあらましです。一人でも多くの方が、大切な選挙権を行使できるように設けられているこの制度をよく理解し、該当する方は進んで利用しましょう。

■代理・点字投票は

身体の故障などのため、自分で投票用紙に候補者等を記載できない人のために、代理投票制度があります。代理投票を希望される方は、投票日の当日、投票所の係員に申し出てください。二人の投票補助者が決められ、投票の代理をします。

また、目の不自由な方には、点字投票制度があります。遠慮なく係員に申し出てくださいます。

いずれの場合も、投票の秘密は絶対に守られます。

開票は

開票事務につきましては、投票日当日、午後8時45分から自然休養村管理センターにおいて行います。

詳しいことは、井手町選挙管理委員会（Tel 82・6161）におたずねください。

第十回特別弔慰金について

戦没者等のご遺族の皆さまへ お手続きお忘れではありませんか？

○特別弔慰金の趣旨

今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。第十回特別弔慰金については、ご遺族に一層の弔慰の意を表するため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとしています。

○支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の1. 父母 2. 孫 3. 祖父母 4. 兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等以内の親族（甥、姪等）
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

○支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

○請求期限 平成30年4月2日（月）まで（請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができなくなりますのでご注意ください。）

○請求窓口 住民福祉課

※なお、平成32年4月1日を基準日とする特別弔慰金については、平成32年4月1日から請求受付を開始する予定です。
請求手続など詳しくは、住民福祉課（Tel 82 - 6164）まで。

戦没者遺族相談員について

戦没者遺族の援護の相談に応じ、必要な指導、助言を行うとともに、関係機関と円滑な調整を行い、戦没者遺族の福祉の増進を図ることを目的として設置されています。戦没者遺族相談員は、厚生労働大臣が委託しており、戦没者遺族に係る各種年金、給付金等の受給に関する相談に応じ、必要な指導を行ったり、戦没者遺族の生活上の問題に係る相談に応じ必要な指導を行っています。

井手町を担当する戦没者遺族相談員の方は次のとおりです。

- ・分担地区： 八幡市・京田辺市・綴喜郡
- ・氏名： 安岡 賢治
- ・住所： 京田辺市田辺北里24
- ・電話番号： 62-1376



子育て支援カレンダー



子育て支援センターって？

子育て支援センターは、親子で一緒に遊んだり、子育ての情報交換や相談のできる場所です。センター内には手作りのおもちゃもたくさんあります。自由に気軽に遊びに来てください♪

【所在地】井手町大字井手小字玉ノ井48-2（玉川保育園内にあります）

【TEL・FAX】82-2232

【開いてる日】月曜日～金曜日（祝祭日を除く）午前9時半～午後4時

3月		行事予定（行事がない日も毎日遊びに来れます♪）	
と	き	内 容	場所・備考
12日（月）	10:30～11:30	いづみ保育園園庭開放	いづみ保育園
13日（火）	10:00～11:30	すくすくクラブ	※申込制
15日（木）	10:30～11:30	玉川保育園園庭開放	玉川保育園
16日（金）	9:45～12:00	たんぼぼ広場 「バスでお出かけ」	※申込制
19日（月）	10:00～12:00	おでかけ広場	西部公民館
20日（火）	10:00～11:30	のびのびクラブ	※申込制
26日（月）	10:00～11:30	ぱくぱく教室	※申込制
4月		4月の予定は、子育て支援センターにお問い合わせください	

※場所の記載のないものは、全て「子育て支援センター」で行います

一時預かり

お仕事や冠婚葬祭、リフレッシュなどのために一時預かりを行っております（有料）

【利用時間】平日（月～金曜日）8:30～16:30

土曜日 8:30～12:00

※料金や詳細は子育て支援センター（Tel 82-2232）までお問い合わせください

親子の広場

*たんぼぼ広場

対象：妊婦～就学前の親子

*おでかけ広場

対象：妊婦～就学前の親子

*すくすくクラブ

対象：1歳半～2歳半の親子（申込制）

*のびのびクラブ

対象：2歳半～4歳まで（申込制）

子育てサークル

*さんさん会

対象：妊婦から3歳くらいの子と親

活動日：第1水曜日・3木曜日

*竹の子ひろば

対象：妊婦から3歳くらいの子と親

活動日：水曜日（月2回程度）

場所：多賀保育園

hughug

対象：2カ月～1歳くらいまで

活動日：第2週の火曜日

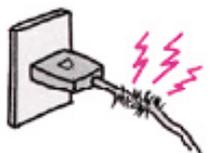
参加費：1回500円

※サークルに興味のある方は子育て支援センターまでお問い合わせください。



消防署からお知らせ 電気器具火災にご注意を！

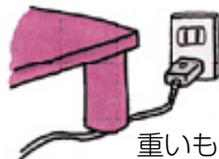
電気器具は便利なものですが、誤った使い方や取扱いの不注意から火災となる場合があります。電気器具を安全に使用するため次のことに注意し、説明書をよく読んで正しく使用しましょう。



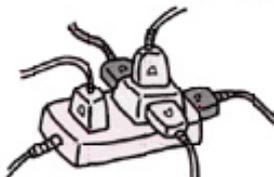
いたんだまま
使用しない



プラグにほこりを
ためない



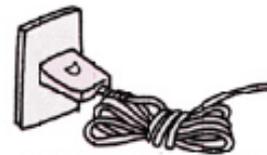
重いものを
のせない



タコ足配線をしない



消してないよ！



コードをたばねない

お問合せ 京田辺市消防署 井手分署 TEL 82-3000



人権について考えよう!

『いづみ人権交流センター』では ..

いづみ人権交流センターでは、地域社会の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となるコミュニティーセンターとして、相談事業や人権課題解決のために次の各種事業を行っています。

☆相談事業・・・同和問題をはじめあらゆる人権に関する相談、また生活上の相談に関する窓口を設置し、適切な助言指導を行っています。相談は無料で予約制です。
月曜～金曜（祝日を除く）9時00分～16時30分まで

☆啓発・広報活動事業・・・『広報いで』やいづみ人権交流センター情報紙『きらめき』等で広く人権に関する理解を深めるとともに、人権講座や人権子育て講演会等も随時開催しています。

☆地域交流事業・・・教養・文化活動等を通して地域住民の交流を図るための『太極拳教室』、『パソコン教室』、『料理教室』、『自力整体教室』等を開催しています。

☆隣保館デイサービス事業・・・いづみ人権交流センターでは、障がい者及び高齢者の方々を対象に、自立支援及び生きがい対策として次のような教室を開催しています。

季節にちなんだ食材を使った『料理教室』、編み物、刺繍、パッチワーク等の『手芸教室』また『ペン習字教室』や『健康体操教室』等

☆地域交流促進事業・・・地域の実情に即した創意工夫のある講座を継続して開催し、地域住民相互の理解と交流を促進する事業を開催しています。地域の伝統食・郷土料理の『ちまきづくり教室』や『そば打ち教室』、『陶芸教室』等

各種教室の募集等に関しては、いづみ人権交流センター情報紙『きらめき』や『いづみまなび教室だより』をご覧ください。この他にも、あなたのこころの悩みに専門のカウンセラーが寄り添う『こころの相談室』や児童虐待相談、DV相談も受け付けています。詳しくは、いづみ人権交流センター（電話 82-3380 FAX82-4112）までお問い合わせください。



認知症

地域で見守る体制が整備されます

平成30年4月から、認知症初期集中支援チームが発足

地域包括支援センター
(TEL 82-3690)

平成30年4月から、井手町では認知症初期集中支援チームを設置していきます。ご本人やご家族の「認知症かも…」という気づきから相談を受け、家庭に医療と福祉の専門チームが訪問します。ご本人やご家族の状況を伺い、認知症の専門医とともに最適な支援を考え、地域で安心して暮せる生活を継続できるようしっかりサポートします。

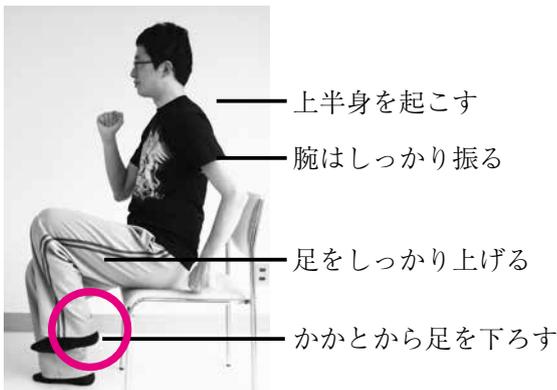
チームは医療、介護サービスへとつなぐだけでな

く、ご本人ご家族の状況やそれぞれの思いに寄り添い、認知症と共に生きるこれからの暮らしをお手伝いします。

※詳しいお問い合わせ先は、井手町高齢福祉課 (TEL 82-6165) または地域包括支援センター (TEL 82-3690) まで

ピンと体操 グーンと体操 シャキッと体操

今年度は、おうちでできる運動をご紹介しますが、いかがでしたでしょうか。最後に足踏み運動を通して、今の筋力状態を再確認しましょう。これまでご紹介してきた体操を今後も続けて取り組んでいただけたら幸いです。

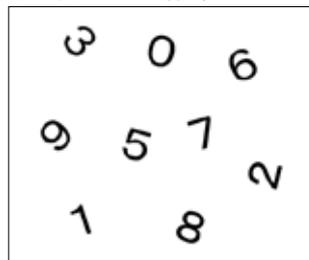


プチ脳トレ♪にチャレンジ!

各問題5秒以内でできますか?

(A) 0から9の数字のうち、1つ足りない数字は?

(B) カタカナの中にある2つの野菜の名前は?



参考：独立行政法人国立長寿医療研究センター、2011、『認知症予防マニュアル 記憶力の向上を目指したプログラム』

とせいの、ふたご (B) ♪ (V) : きんぎょの舞



「救命講習会開催のお知らせ」

日時／4月8日(日)
午前9時～正午
場所／京田辺市消防署井手分署
会議室

定員／10名程度
参加費／無料
受付／4月7日(土)午後5時まで
*お問い合わせは、京田辺市消防署井手分署 (TEL82・3000)

「国民健康保険証の更新について 新しい保険証は3月中に郵送します」

現在、お持ちの保険証の有効期限は平成30年3月31日のため、新しい保険証を3月中に簡易書留郵便で世帯主様あてに加入者全員の保険証を郵送します。

なお、保険証の郵送日時点において国民健康保険税の滞納がある世帯に

関しては保険証の郵送はいたしませんので、保健医療課において納付相談を行った後に更新手続きとなります。

受け取られた新しい保険証の内容に実態と異なる点がある場合は、新旧の保険証、印鑑及び個人番号(マイナンバー)、本人確認書類(免許証など)を持って保健医療課に届け出をしてください。

また、現在お持ちの保険証は4月1日以降の使用ができませんので、お手数ですがハサミやシユレッダーなどで処分をお願いいたします。

*お問い合わせは保健医療課 (TEL82・6166)

山背古道ミニウォーク

「銅鏡を作ろう」

日時／平成30年4月14日(土)

午前9時半 JR木津駅集合
午後4時半頃 JR上狛駅解散

コース(予定)／JR木津駅～安福寺(平重衡供養塔)～首洗池・不成柿～泉橋寺～茶問屋街～木津川市役所山城支所(トイレ休憩)～国史跡高麗寺跡～京都府立山城郷土資料館(昼食、銅鏡作り)～天竺堂1号墳石室～JR上狛駅

内容／JR木津駅から安福寺などを經由して木津川を渡り、泉橋寺の地藏大仏、茶問屋街、高麗寺跡を巡り京都府郷土資料館で昼食、銅鏡作りをしたあと、天竺堂1号墳石室などを散策しJR上狛駅まで帰ります。
・小雨決行(荒天中止)

・参加費 銅鏡作製費 700円
・持ち物 弁当、飲み物(弁当700円で申込可、申込は4月10日まで)
*申し込み・問い合わせは山背古道探検隊事務局(井手町企画財政課内 TEL82・5212)

給水を停止します！ 水道料金の未納の方はご注意ください！

井手町の水道は、使用者からの料金収入で経営しています。このため、水道料金が納付されない、事業の経営に支障が生じます。

負担の公平と水道事業の円滑な経営のため、水道料金は期限内に納付してください。

なお、料金が未納の方に対しては、給水条例に基づき給水を停止します。で、早急にお支払ください。
*お問い合わせは、上下水道課 (TEL82・6169) まで



講座・教室

【いづみまなび教室】

《ペン習字》
日時／3月20日(火)

午後1時半～3時半
場所／いづみ人権交流センター
《大正琴》
日時／3月23日(金)

午前10時～11時半



持ち物／大正琴・楽譜
場所／いづみ人権交流センター
《太極拳》
日時／3月23日(金)

午後1時半～3時

場所／いづみ人権交流センター
持ち物／運動できる服装・上履き
《人権学習(人権啓発ビデオ上映)》
日時／3月23日(金)

午前11時半～正午、
午後3時～3時半

場所／いづみ人権交流センター
*お問い合わせは、いづみ人権交流センター (TEL82・3380) まで

日時／3月22日(木)

午前10時～11時半

場所／いづみ人権交流センター
*お問い合わせは、いづみ人権交流センター (TEL82・3380) まで

健康

《成人・高齢者保健事業》

日時／4月6日(金)

午後1時半～3時

場所／玉泉苑
対象／65歳以上

*お問い合わせは、社会福祉協議会 (TEL82・3499) まで

《介護予防事業》

《脳トレ教室(ひまわり)》
日時／3月14日(水)・28日(水)

午後1時半～3時
場所／賀泉苑



日時／3月14日(水)・4月4日(水)

午後1時半～3時

場所／いづみ人権交流センター

対象／65歳以上(ボランティアを含め、

予防ゲームや脳トレに興味のある方は

年齢関係なく参加可能)

持ち物／お茶(水分補給用)

費用／無料

・申込みは不要です

・この教室では認知症のことや介護な

どの相談も受け付けております。

*お問い合わせは、地域包括支援セン

ター(Tel 82・3690)まで

子育て

【乳幼児健診】

《乳児健康診査》

日時／4月9日(月)

対象／H29・11・7～H30・1・4生

まれ

受付／午後1時～1時半

場所／保健センター

各種相談

【心配ごと相談・人権相談・行政相談・

消費生活相談】

日時／3月19日(月) 午後1時～4時

場所／賀泉苑

日時／4月2日(月) 午後1時～4時

場所／玉泉苑

*お問い合わせは、社会福祉協議会(Tel

82・3499)まで

*消費生活相談は、電話でも相談を受

090・5889・5367)まで

【こころの相談室(カウンセリング)】

日時／3月23日(金)・4月6日(金)

午前11時～午後1時50分

場所／いづみ人権交流センター

*こころの相談室は予約制です。

*お問い合わせは、いづみ人権交流セ

ンター(Tel 82・3380)まで

【母子の相談・教室】

《発達相談》

日時／3月22日(木)

場所／保健センター

*発達相談は予約制です

《育児相談》

日時／3月14日(水)

午前9時半～10時半

場所／保健センター

*お問い合わせは保健センター(Tel 82

・3385)まで

【無料法律相談】

日時／3月26日(月) 午後2時～4時

場所／玉泉苑

*無料法律相談は予約制です

*お問い合わせは、社会福祉協議会(Tel

82・3499)まで

【障がい者相談】

日時／3月13日(火)・3月27日(火)・

4月10日(火)

午後1時半～4時

場所／役場西別館1階会議室

*障がい者相談は予約制です

*お問い合わせは、高齢福祉課(Tel 82



平成30年度自衛官募集案内

1 募集種目及び試験期日等

募集職種	受付期間	試験期日	資格
予備自衛官補	第1回 1月9日(火)～4月6日(金)	第1回 4月14日(土)～18日(水)	18歳以上34歳未満の者
	第2回 7月1日(日)～9月14日(金) ※第1回で採用予定数に達した場合、第2回は実施しない場合があります。	第2回 9月29日(土)～10月2日(火) ※いずれか1日を指定します。	18歳以上で国家免許資格等を有する者(資格により年齢の上限があります)
幹部候補生	3月1日(木)～5月1日(火)	1次 5月12日(土)・13日(日)	22歳以上26歳未満の者 (20歳以上22歳未満の者は大卒(見込含)。修士課程修了者等(見込含)は28歳未満 自衛官は28歳未満)
		2次 6月12日(火)～15日(金)	修士課程修了者等(見込含)で20歳以上28歳未満の者
		3次 海7月9日(月)～13日(金) 空7月14日(土)～8月2日(木)	
一般(大卒程度)	3月1日(木)～5月1日(火)	1次 5月12日(土)	専門の大卒(見込含)20歳以上30歳未満の者(薬剤科は20歳以上28歳未満の者)
一般(医卒者)		2次 6月12日(火)～15日(金)	
歯科・薬剤師			
自衛官候補生	年間を通じて行っております。	受付時にお知らせします。*	18歳以上27歳未満の者

(注)平成31年3月高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者の採用試験は、原則として平成30年9月21日以降に行います

2 受付及び問い合わせ先

- 自衛隊京都地方協力本部(京都市中京区西ノ京笠殿町38 Tel 075-803-0820)
- 宇治地域事務所(宇治市広野町西浦71-5 S.C OKUBO 202号室 Tel 44-7139)
- その他 自衛隊各駐屯地・各基地においても案内を行っています。

ごみ収集日程表 (3月11日～4月10日)

ごみは、朝9時までに出してください。

★燃やすごみ、その他ごみ、プラマーク包装容器、カン、ビン、ペットボトルは透明・半透明の袋に入れて出してください。

★「乾電池」は「カン」の日に、「カセットボンベ缶、スプレー缶」は「その他」の日に、それぞれ別の透明な袋に入れて出してください。

★粗大ごみは、収集日の1週間前までに産業環境課へ電話予約(TEL82-6168)してください。(テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・洗濯乾燥機・エアコン・パソコンは除きます)

★テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・洗濯乾燥機・エアコン・パソコンは家電リサイクル品です。

※古紙等(新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、雑紙<その他の紙類>)ごとに分別のうえの収集は全地区毎週月曜日です。

地区	区分	燃やすごみ	カン	ビン	ペットボトル	粗大ごみ	プラマーク 容器包装	その他
北水無区	区無区	火・金曜日	3月15日	4月5日	3月29日	3月22日	水曜日	火曜日
玉石高区	水垣月区	月・木曜日	3月16日	4月6日	3月30日	3月22日	水曜日	火曜日
上井手多賀全区	区全区	火・金曜日	3月22日	4月5日	3月29日	3月15日	水曜日	水曜日

※ごみ収集に関するお問い合わせは、役場産業環境課(TEL 82-6168)まで

し尿収集日程

収集日	し尿収集 区域番号	収集区域
3月14日 4月5日	⑨	西北河原、東北河原、南口、西北ノ代、東北ノ代、北口、西北組、東松ヶ花、茶臼塚、新造、東北組、甚五郎谷
3月15日 4月6日	⑩	阿弥陀寺、西南組、東南組、前川、立石、小払、岩倉、馬場崎、墓ノ平
3月16日 4月9日	⑪	内垣内、奥西、帽子田、下川、判ノ地、石名田、高橋、谷村、宮ノ後、天王山、蛇谷、栗岡、北赤坂、穴虫、南久保、浜、上ノ浜
3月19日 4月10日	⑫	安堵山、起、佃、平山、新四郎山、中島、西垣内、中垣内、東垣内
3月20日	⑬	里、玉ノ井、西高月、東高月、清水、栢ノ木、中溝、西山、尾ノ山、山縁、田村新田
3月22日	⑭	川久保、北玉水、辻垣内、野畑、山田、栢原、南玉水、久保、渋川、段ノ下、扇畑、浜田、橋ノ本
3月23日	⑮	梅ノ木原、野神、北猪ノ阪、南猪ノ阪、宮ノ本、西前田、北開、北溝、南溝、下赤田、上赤田、鳥休、柴木田

うちの
収集日は...



※し尿に関するお問い合わせは、城南衛生管理組合(TEL 075-631-5171)まで

ごみの分け方・出し方 (カン)



出せる物・出し方

◆出せるカン

ジュース、ビール、缶詰などの空缶

◆出し方

必ず中身を出す。簡単な水洗いをする。中身の見える袋で出してください。

◆出せないカン

一斗缶、フライパン、やかんはその他ごみの日。スプレー缶は他のごみと別の中身の見える袋でその他ごみの日に出してください。なお、使用済み乾電池は、カンと混ぜないで中身の見える別の袋でカンの日に出してください。

*充電電池、ボタン電池は購入店などに返却してください。

おめでとうございます

(1月21日から2月20日までの届け出分・敬称略)

誕生

住所	赤ちゃん	届出人
井手	新谷 梨杏 ^{りあん}	瑞生
井手	渡邊 佳希 ^{かの}	佳穂
井手	吉村 愛心 ^{あこ}	美幸

公共施設電話番号一覧

名称	電話番号
総務課	0774-82-6161
地域創生推進室	0774-82-6170
企画財政課	0774-82-6162
税務課	0774-82-6163
住民福祉課	0774-82-6164
高齢福祉課	0774-82-6165
保健医療課	0774-82-6166
建設課	0774-82-6167
産業環境課	0774-82-6168
上下水道課	0774-82-6169
会計課	0774-82-6171
議事事務局	0774-82-6172
教育委員会(学校教育課)	0774-82-4333
山吹ふれあいセンター(図書館・社会教育課)	0774-82-5700
同和・人権政策課	
いづみ人権交流センター	0774-82-3380 0774-82-4112
いづみ児童館	
保健センター	0774-82-3385
地域包括支援センター	0774-82-3690
泉ヶ丘中学校	0774-82-2070
井手小学校	0774-82-2119
多賀小学校	0774-82-2112
玉川保育園	0774-82-2153
多賀保育園	0774-82-2225
いづみ保育園	0774-82-4160
子育て支援センター	0774-82-2232
環境衛生センター	0774-82-4651
学校給食センター	0774-82-3617
井手町まちづくりセンター椿坂	0774-82-3838
町立デイサービスセンター	0774-99-4318
老人福祉センター「玉泉苑」	0774-82-3499
老人福祉センター「賀泉苑」	0774-82-5059
京田辺市消防署 井手分署	0774-82-3000
井手町役場 代表番号	0774-82-2001

まちのカレンダー (3月11日～4月10日)

月日	曜日	行事
3/11	日	第32回井手町解放文化祭(午前10時～午後3時、いづみ人権交流センター)
12	月	
13	火	すくすくクラブ(午前10時～11時半、子育て支援センター) 泉ヶ丘中学校卒業証書授与式(午前9時半～、泉ヶ丘中学校) 障がい者相談(午後1時半～4時、役場西別館1階会議室・予約制)
14	水	育児相談・遊びの広場(午前9時半～10時半受付、保健センター) 脳トレ教室ひまわり(午後1時半～3時、賀泉苑、いづみ人権交流センター) パソコン教室(午後2時半～5時、いづみ人権交流センター)
15	木	
16	金	
17	土	
18	日	
19	月	心配ごと相談・人権相談・行政相談・消費生活相談(午後1時～4時、賀泉苑)
20	火	小学校卒業式(午前9時15分～、井手小学校・多賀小学校) のびのびクラブ(午前10時～11時半、子育て支援センター) 中華料理教室(午前10時～、いづみ人権交流センター) ペン習字教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
21	水	春分の日
22	木	発達相談(保健センター、予約制) 健康教室(午前10時～11時半、いづみ人権交流センター) パソコン教室(午後2時半～5時、いづみ人権交流センター)
23	金	大正琴教室(午前10時～11時半、いづみ人権交流センター) こころの相談室(午前11時～、いづみ人権交流センター・予約制) 人権学習(午前11時半～、午後3時～、いづみ人権交流センター) 太極拳教室(午後1時半～3時、いづみ人権交流センター)
24	土	
25	日	
26	月	ぱくぱく教室(午前10時～11時半、子育て支援センター) 手芸教室(午前10時～、午後1時半～、いづみ人権交流センター) 無料法律相談(午後2時～4時、玉泉苑・予約制)
27	火	障がい者相談(午後1時半～4時、役場西別館1階会議室・予約制) 図書館講座(午後2時半～4時半、山吹ふれあいセンター集會室)
28	水	脳トレ教室ひまわり(午後1時半～3時、賀泉苑) 社協生き生き体操(午後1時半～3時半、玉泉苑)
29	木	
30	金	
31	土	
4/1	日	無火災デー防火パレード
2	月	心配ごと相談・人権相談・行政相談・消費生活相談(午後1時～4時、玉泉苑)
3	火	
4	水	脳トレ教室ひまわり(午後1時半～3時、いづみ人権交流センター)
5	木	山吹体操クラブ・健康相談(午後1時半～3時、玉泉苑)
6	金	こころの相談室(午前11時～、いづみ人権交流センター・予約制)
7	土	
8	日	井手町議会議員一般選挙・京都府知事選挙投票日(午前7時～午後8時、各投票所)
9	月	小学校入学式(午前9時半～、井手小学校・多賀小学校) 乳児健康診査(午後1時～1時半受付、保健センター)
10	火	泉ヶ丘中学校入学式(午前9時半～、泉ヶ丘中学校) 障がい者相談(午後1時半～4時、役場西別館1階会議室・予約制)



発行：京都府綴喜郡井手町
編集：企画財政課
井手町ホームページ

<http://www.town.ide.kyoto.jp/>

